

第94号議案

公の施設の指定管理者の指定の件（加東アート館）

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年11月30日提出

加東市長 安田正義

- 1 公の施設の名称 加東アート館
- 2 指定管理者に指定する
団体の名称及び所在地 株式会社アートレス
兵庫県姫路市玉手一丁目1番地
パレ・ロワイヤル玉手Ⅱ205
- 3 指定の期間 令和3年3月1日から令和8年3月31日まで

第94号議案 説明資料1

1 公の施設の概要

名 称	加東アート館
所在地	加東市下滝野1269番地2
施設の目的	アートで賑わいを創出し、地域の活性化を図るとともに、芸術に触れ合う機会を増やし、情報発信の拠点とすることを目的とする。
施設	(構造) 鉄筋コンクリート造3階建 (1階部分のみ使用) (建築面積) 845.00㎡ (施設内容) 展示室、お土産コーナー、事務室

2 指定管理者に指定する団体の概要

団体の所在地	兵庫県姫路市玉手一丁目1番地 パレ・ロワイヤル玉手Ⅱ205
団体名称	株式会社アートレス
代表者氏名	代表取締役
設立年月日	平成24年10月2日
役員等の構成	代表取締役1人
職員の構成	代表取締役1人、職員2人

第94号議案 説明資料2

1 選定の方法

公募型企画競争（プロポーザル）方式

2 選定の経過

- (1) 公募公告日 令和2年8月14日
- (2) 説明会開催日 令和2年8月25日
- (3) 申請書の受付期限 令和2年9月14日
申請者 1者
- (4) 選定委員会開催日 令和2年10月19日
- (5) 指定候補者の決定日 令和2年10月28日

3 指定管理者候補者の選定

(1) 審査基準及び配点

審査に当たっては、募集要項に記載した審査基準及び配点に基づき評価を行った。
審査基準における代表的な項目は下記のとおりである。

- ① 基本運営について
- ② 高度の基本運営について
- ③ 施設のサービス資質向上等について
- ④ 観光振興及び地域活性化について
- ⑤ 当該施設特有の課題を解決するための解決策及び計画について
- ⑥ 価格について

(2) 審査結果

次の団体を加東アート館の指定管理者候補者として選定することを妥当と判断した。

候補者名 : 株式会社アートレス

所在地 : 兵庫県姫路市玉手一丁目1番地 パレ・ロワイヤル玉手Ⅱ205

代表者名 : 代表取締役

採点結果表（審査員7名×100点＝700点満点中の得点）

判断項目	配点	応募者
		株式会社アートレス
基本運営について	105	69.0
高度の基本運営について	105	78.0
施設のサービス資質向上等について	105	70.5
観光振興及び地域活性化について	105	78.0
当該施設特有の課題を解決するための解決策及び計画について	140	104.0
価格について	140	14.4
合 計	700	414

※合計は、小数点第1位を四捨五入

※「価格について」の評点は、「 $(1 - \text{提案額} / \text{上限額}) \times 20$ 点)」により算出